

年 月 日

奥出雲町長 殿

あいいうえお集落協定
中山間 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☒ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することがで

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

<施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

年 月 日

あいうえお集落協定

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

(例) 1 を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

(例) 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

(例)
・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

(例)
・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例)

- ・集落協定「Ⅰ．地区の概要」の「1．活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例)

- ・集落協定「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。

<施行注意>

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 (中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	あいうえおしゅうらくきょうてい
組織名	あいうえお集落協定
ふりがな	ちゅうさんかん たろう
代表者氏名	中山間 太郎
ふりがな	まるけんさんかくしまるちょう
所在地	〇〇県△△市〇町

I.	地区の概要（共通）
----	-----------

<活動の計画>

☐	II. 1号事業（多面的機能支払）	別紙
☒	III. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙1
☐	IV. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直
払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
中山間地域等 直接支払	令和 7 年度	令和 11 年度	5 年	令和 年度	令和 年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1										計	解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限
		田		畑		草地		採草放牧地				
中山間 直払		207 a		104 a		39 a		12 a		362 a	a	455, 460円
	傾斜	1/100以上	傾斜	8° 以上	傾斜	8° 以上	傾斜	8° 以上				

- ※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を
記載するものとする。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

(別添 2)

構成員一覧

年 月 日					
役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	中山間地域等直接支払		
				分類 記号	年齢 分類 記号
代表者	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	A	ア
書記担当	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	B	イ
会計担当	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	B	ウ
	農事組合法人 〇〇営農	〇〇県〇〇市〇〇	○	C	－
	農事組合法人 ××営農	〇〇県〇〇市〇〇	○	E	－
	〇〇組合	〇〇県〇〇市〇〇	○	F	－
	××組合	〇〇県〇〇市〇〇	○	G	－
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	H	－
	NPO法人 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	I	－
	〇〇 〇〇土地改良区	〇〇県〇〇市〇〇	○	J	－
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	K	－
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	L	エ
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	M	－
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	A	カ
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	B	キ
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	C	－
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	L	－
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	M	－
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	A	イ
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	B	キ
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	A	カ
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	○	B	ケ

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者（人）	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人（NPO法人、公益法人等）
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者（人）
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注１：「中山間地域等直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注２：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等を実施する農業者又は団体である。

注３：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名
代表者	丙川 三郎
書記担当	丙川 三郎
会計担当	乙山 次郎
共同機械担当	乙山 次郎
土地改良施設担当	甲田 太郎
法面点検担当	丙川 三郎

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏 名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
〇〇〇〇	ア	集落全体	〇〇の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
〇〇〇〇	イ	〇〇地区	〇〇の実施に当たって〇〇地区の企画・立案・取りまとめを行う
〇〇〇〇	ウ	〇〇地区	〇〇の実施に当たって〇〇地区の企画・立案・取りまとめを行う
〇〇〇〇	イ	〇〇地区	〇〇の実施に当たって〇〇地区の企画・立案・取りまとめを行う
行を追加する場合はこれより上の行をコピーして「コピーしたセルの挿入」をしてください。			

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数（人）	協定参加者数（人）	協定参加者に占める中核的リーダーの割合（％）
4	22	18.2%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
○	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあつせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他（ ）

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
○	③その他（別途の規約） (例：泥上げ、草刈り等の水路・農道の管理等は多面的機能支払交付金により行う。)

第3 協定対象となる農用地
(基本分)

		(単位: ㎡)															
項目	協定農用地 面積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額
協定全体		14,387	急傾斜	21,000	302,337	1,840	急傾斜	11,500	21,160	1,554	急傾斜	10,500	16,317	430	急傾斜	1,000	430
		1,343	緩傾斜	8,000	10,744	4,925	緩傾斜	3,500	17,237	0	緩傾斜	3,000	0	0	緩傾斜	300	0
		1,872	小段画・不 整形	8,000	14,976	869	高齢化・耕 作放棄率	3,500	3,041	130	高齢化・耕 作放棄率	3,000	390	0	特認基準 (急傾斜)	1,000	0
		1,503	高齢化・耕 作放棄率	8,000	12,024	0	特認基準 (急傾斜)	11,500	0	140	草地比率の 高い草地	1,500	210	230	特認基準 (緩傾斜)	300	69
		624	特認基準 (急傾斜)	21,000	13,104	38	特認基準 (緩傾斜)	3,500	136	120	特認基準 (急傾斜)	10,500	1,260	240	交付対象外 (田畑並放 牧地並在地 地)	0	0
		975	特認基準 (緩傾斜)	8,000	7,800	1,114	交付対象外 (田畑並在地 以外)	0	0	1,590	特認基準 (緩傾斜)	3,000	4,770	250	交付対象外 (田畑並放 牧地並在地 以外)	0	0
		0	交付対象外	0	0	1,647	交付対象外 (田畑並在地 以外)	0	0	170	交付対象外 (田畑並在地 以外)	0	0				
										160	交付対象外 (田畑並在地 以外)	0	0				
計	36,162	20,714			360,985	10,434			41,574	3,864			22,947	1,150			499

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
907	1,233			10,000	21,400	21,400
		0	0	14,000	0	

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
738	0	6,000	4,428	4,428

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
				10,000	0	0
				4,000	0	
				1,000	0	

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価の計(円)及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (㎡)
〇〇集落		20,000
〇〇集落		100,000
合計 (2集落)		120,000

4 スマート農業加算

スマート農業加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	5,000	0	0

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	869	120	220	3,000	3,627	3,627

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(㎡)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
○	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
○	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載） 例) 農業生産活動の継続に向けた集落機能強化

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

	活動方策	活動計画（目標）
○	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	高付加価値型農業	
	農業生産条件の強化	
	担い手への農地集積	
	担い手への農作業の委託	
	新規就農者等による農業生産	
	地場産農産物等の加工・販売	
○	消費・出資の呼び込み	体験農園を実施し、都市住民との交流を深める。
	共同で支え合う集团的かつ持続可能な体制整備	
	その他（自由記載） 例) 地域運営組織と連携した集落機能強化	（自由記載）

注）体制整備準備の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☒	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。
該当	具体的に取る組む行為
☐	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産の利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

			具体的に取る組む行為	
①水路	ア) 水路清掃	☐	イ) 草刈り	☐ ウ) その他（ ）
②農道	ア) 簡易補修	☐	イ) 草刈り	☐ ウ) その他（ ）
③その他	☒ ○を実施する			

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該当	具体的に取る組む行為
☐	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
☐	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
☐	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
☐	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

1 土地改良事業（別紙様式4参照）

(1) 事業実施の目的

(2) 事業の実施主体

(3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

2 災害復旧事業

(1) 事業実施の目的

(2) 事業の実施主体

(3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

3 地目の変更

(1) 耕作者（所有者）名

(2) 変更前後の地目及び面積（例：田〇〇㎡→畑〇〇㎡）

4 集落相互間等の連携

(1) 近隣の担い手のいる集落等との連携
（当該集落名、連携の活動内容、スケジュール）

(2) 農業公社、NPO法人、農作業受委託組織、民間法人等の集落協定への参加・連携
（当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール）

(3) 近隣の小規模な集落協定との統合・連携

第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して 〇〇 〇〇（氏名） が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同 取組 活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬	300,000円
		研修会開催費	30,000円
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	農産物等の販売促進関係費	20,000円
		都市住民との交流促進関係費	100,000円
		法人設立関係費	100,000円
		土地利用調整関係費	20,000円
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	道・水路管理費	1,000,000円
		（うち道・水路整備費）	700,000円
		農地管理費	800,000円
		（うち農地整備費）	500,000円
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	鳥獣害防止対策費	500,000円
		共同利用機械購入等費	500,000円
		共同利用施設整備等費	600,000円
		多面的機能増進活動費	30,000円
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	100,000円

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(7) 積立計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
積立予定額	100,000円	100,000円	100,000円		
積立累計額	100,000円	200,000円	300,000円		

(4) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度 〇〇〇〇（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額 300,000 円
- 使途： 畦塗り機購入
に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度： 〇〇〇〇（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額： 300,000 円
- 使途： 災害の発生が想定される箇所・施設に対する災害発生時の復旧等
に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個 人 配 分	金 額
	(配分割合： 43.9%)
	200,000円

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
ネットワーク化活動計画を作成する。

該 当	取 り 組 む べ き 事 項
○	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現 状	達 成 目 標
○	①棚田地域振興活動加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地： ○○団地 対象農用地面積： ●●●㎡ (田(急傾斜)●●●㎡、 畑(急傾斜)●●●㎡、 田(超急傾斜)●●●㎡、 畑(超急傾斜)●●●㎡)	【ア 棚田等の保全】 例1) 【集落機能強化】○○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、○人から○人に増加させる。 例2) 【生産性向上】○○棚田で自動草刈り機(防除用ドローン)を○台導入し、共同で行う草刈り(防除)の面積を○%増加する。 【イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮】 例) 【生産性向上】食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を○t / 円 から○t / 円に増加させる。 【ウ 棚田を核とした棚田地域の振興】 例1) 【集落機能強化】○○棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を○人から○人に増加させる。 例2) 【棚田の価値を活かした活動】棚田の周辺に直売所(農家レストラン)を整備し、年間○円の売り上げを達成する。 例3) 【生産性向上】棚田米を原料とした○○(加工品)の販売量を○tから○tに増加させる。
○	②超急傾斜農地保全管理加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	超急傾斜農地 ○○団地 対象農用地面積： ●●●㎡ (田●●●㎡、畑●●●㎡)	【超急傾斜農地の保全】 例1) 当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。 例2) 農作業の安全性を確保するため、石積み法面に除草等の作業足場の設置と、圃場進入路の緩傾斜への改良を実施する。 例3) 当該農地の土壌流入・流出を防ぐため、グリーンベルトや圃場内水路の設置を行う。 【農産物の販売促進等】 例1) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をJAのイベントとJAのホームページを活用してPRする。 例2) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をPRするため、共通パッケージを作成し、農産物販売時に活用する。
	③ネットワーク化加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	例1) ネットワーク化又は統合した集落協定 ①名称：○○集落協定 対象農用地面積： ●●●㎡ (田●●●㎡、畑●●●㎡) ②名称：○○集落協定 対象農用地面積： ●●●㎡ (田●●●㎡、畑●●●㎡) 例2) 活動に参画する2組織以上の農業者団体以外の組織 ①新たに参画 名称 ○○ ○○ ②以前から参画 名称 ○○ ○○	【ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組】 例1) 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の●%で機械利用の共同化を行う。 例2) 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。 例3) 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。 (人材の確保後記入) 氏名等 ○○ ○○
	④スマート農業加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	例) 協定農用地の担い手の集積面積●●ha(令和6年度末)	【スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組】 例1) ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農業散布に要する時間を○割減少させる。(農業散布を行う面積を△haから□haに増加させる) 例2) リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる。(リモコン式自走式草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる)
○	⑤集落機能強化加算の経過措置	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	例) 高齢化や非農業者との混住化が進むことで、共同取組活動の参加者が減少し、集落機能が低下している。	【新たな人材の確保に関する取組】 例1) ○○○の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。 例2) 集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。 例3) 就農を目的とした移住体験の環境を●戸整備する。 【集落機能を強化する取組】 例1) NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。 例2) 既存の集落運営組織と集落内外の別組織との新たな連携体制を確立し、関係組織数を現状の▲組織から●組織増加させる。

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限(当該年度の6月30日、令和7年度においては8月31日)までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注2) 「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

○農用地の内訳等																		
①現況								②基礎・体制整備単価	③農業生産活動等の体制整備の取組 （ネットワーク化活動計画の作成）の有					ネットワーク化活動計画を作成する		○		
														ネットワーク化活動計画を作成しない				
									④加算の適用					⑤農用地の管理		⑥管理者	⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地	
農用地の現況	具体的な活動内容																	
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積（㎡）	交付基準（傾斜等）	棚田・超急傾斜農地・傾斜農地・振興農地のうち	10a当たりの単価（円）	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算	スマート農業加算	集落機能強化加算の経過措置					
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の1	田	589	緩傾斜		8,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の2	田	357	小区画・不整形		8,000			○			耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の3	田	210	特認基準（急傾斜）		21,000	○		○			耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の4	田	754	緩傾斜		8,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の5	田	721	急傾斜		21,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の6	田	385	急傾斜		21,000	○					耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の7	田	545	急傾斜		21,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の8	田	312	急傾斜		21,000	○					耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の9	田	194	急傾斜		21,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の10	田	100	高齢化・耕作放棄率		8,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の1	田	312	急傾斜		21,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の2	田	66	急傾斜		21,000						耕作地		農林太郎		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A1団地	〇〇町〇〇番の3	田	200	急傾斜		21,000						耕作地		農林太郎		

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路	〇〇用水路 (水路の延長〇m)	〇〇地区水利組合	〇〇地区水利組合規程による	代表者 〇〇〇〇
排水路	〇〇排水路 (水路の延長〇m)	〇〇地区水利組合	〇〇地区水利組合規程による	代表者 〇〇〇〇
道 路	〇〇農道 (水路の延長〇m)	〇〇〇〇他	〇〇集落申し合わせ事項による	〇〇〇〇

農業所得の確認に関する承諾書

住 所	氏 名 (農 業 者)

注 1) 「農業所得の確認に関する承諾書」は、実施要領第 6 の 1 に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的であり、例えば「生年月日」欄など、承諾の確認に必要な欄を本様式に設けることができる。

注 2) 承諾のない場合は、交付金の交付の対象者となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

注 3) 対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。